

「自動車整備工場」の経営を
希望される皆様へ

～認証取得に必要な各種基準等のご案内～



国土交通省
中部運輸局

岐阜運輸支局 整備担当
住所：岐阜市日置江2648-1
TEL：(058) 279-3715
FAX：(058) 270-1065

(道路運送車両法第78条)

自動車分解整備事業を営むには、**分解整備事業**を行う事業場ごとに地方運輸局長の**認証**を受ける必要があります。

※**分解整備**とは次のものをいいます。(道路運送車両法施行規則第3条)

1. **原動機**

原動機を取り外して行う自動車の整備又は改造

2. **動力伝達装置**

動力伝達装置のクラッチ(二輪の小型自動車のクラッチを除く)、トランスミッション、プロペラ・シャフト又はデファレンシャルを取り外して行う自動車の整備又は改造

3. **走行装置**

走行装置のフロント・アクスル、前輪独立懸架装置(ストラットを除く)又はリア・アクスル・シャフトを取り外して行う自動車(二輪の小型自動車を除く)の整備又は改造

4. **操縦装置**

かじ取り装置(操縦装置)のギヤ・ボックス、リンク装置の連結部又はかじ取りホークを取り外して行う自動車の整備又は改造

5. **制動装置**

制動装置のマスタ・シリンダ、バルブ類、ホース、パイプ、倍力装置、ブレーキ・チャンバ、ブレーキ・ドラム(二輪の小型自動車のブレーキ・ドラムを除く)若しくはディスク・ブレーキのキャリパを取り外し、又は二輪の小型自動車のブレーキ・ライニングを交換するためにブレーキ・シューを取り外して行う自動車の整備又は改造

6. **緩衝装置**

緩衝装置のシャシばね(コイルばね及びトーションバー・スプリングを除く)を取り外して行う自動車の整備又は改造

※リーフスプリング、エアスプリング等が該当する。

7. **連結装置**

牽引自動車又は被牽引自動車の連結装置(トレーラ・ヒッチ及びボール・カップラを除く)を取り外して行う自動車の整備又は改造

※キングピン、カップラ、ルネットアイ、ピントルフック等が該当する。

◎**認証を取得するためには以下の基準を満足することが条件です**

1. **申請者の的確性(ア～エに該当しない者であること。)**

ア、1年以上の懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

イ、認証の取り消しを受け、その取り消しの日から2年を経過しない者

ウ、未成年者又は成年被後見人であって、その法定代理人がア又はイのいずれかに該当する者

エ、法人であって、その役員のうちア、イ又はウのいずれかに該当する者があるもの

2. 従業員の基準 (事業場には、2人以上の分解整備に従事する従業員を有すること。)

ア、事業場ごとに整備主任者を届出することが必要となります。

イ、整備主任者の資格は次のとおりです。

- ・自動車整備士技能検定のうち1級又は2級の試験に合格した者。

なお、原動機を対象とする分解整備を行う場合は、2級自動車シャシ整備士は整備主任者になれません。

ウ、事業場には、整備主任者のほかに分解整備に従事する作業員を必ず雇用するものとし、従業員の数により下記に示す整備士数を確保しなければなりません。

整備主任者と分解整備事業に従事する人員の合計数	整備士数
2人 から 4人まで	1人
5人 から 8人まで	2人
9人 から 12人まで	3人
13人 から 16人まで	4人
17人 から 20人まで	5人
以下4人増すごとに	1名追加

3. 事業場の設備基準

ア、作業場面積 (別表表の作業場面積基準を参考にして下さい。)

<作業場面積基準についての注意事項>

- ・屋内作業場の天井の高さは、対象とする自動車について分解整備又は、点検を実施するのに十分であればよい。
- ・車両置場は公道に出ることなく同一敷地内に確保すること。
- ・屋内作業場の間口・奥行き寸法は、**柱の内寸法**とし、床面は平滑に舗装されていること。
- ・屋内作業場として申請する建物は、建築物の確認通知書(確認済証)において主要用途が「**自動車整備工場(コード番号08350)**」として許可された建物であり、自動車整備工場として指定された床面で申請して下さい。

イ、認証基準工具 (別表の認証基準工具一覧表を参考にして下さい。)

<認証基準工具についての注意事項>

- ・全装置を対象とする認証工場 \longrightarrow 基準工具全て必要です。
- ・装置の限定される認証工場 \longrightarrow 対象とする装置ごとに基準工具が異なります

※工具の性能は対象とする自動車により異なりますのでご注意下さい。

4. 自動車整備工場を建築する場合

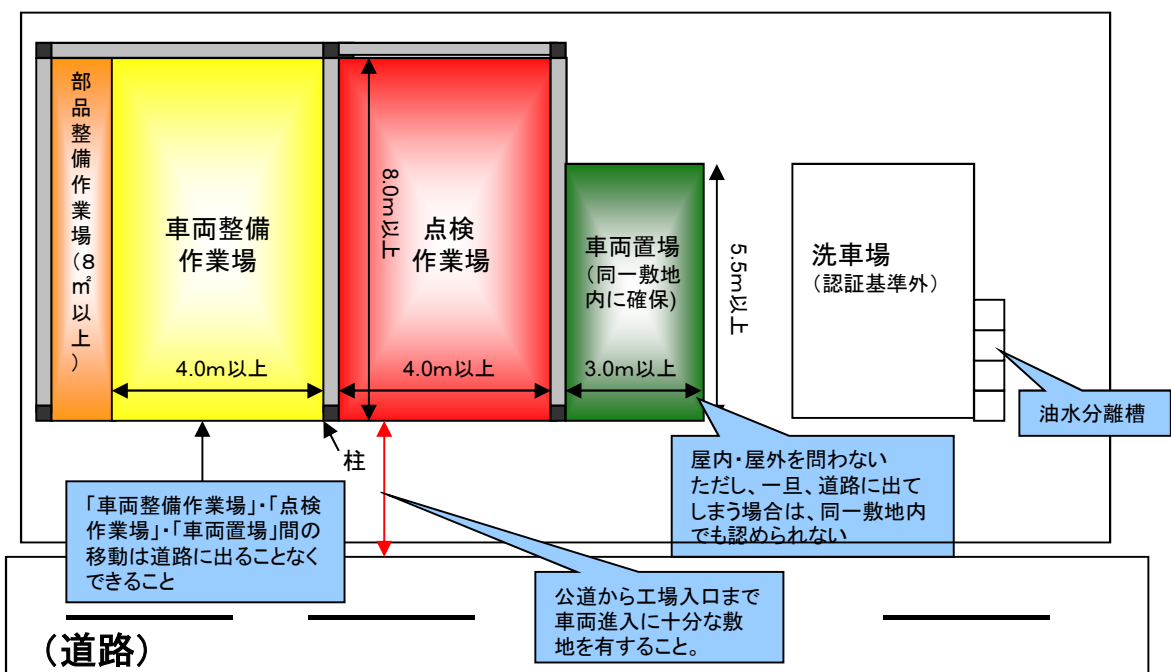
- 自動車整備工場を建築しようとしている土地について、市町村役場にある土地利用規制図、都市計画図等で、その利用地域を確認して自動車整備工場の**建築確認申請**を行って下さい。

なお、この用途地域により、自動車整備工場の**建築面積が制限**されますので下表を参考にして下さい。

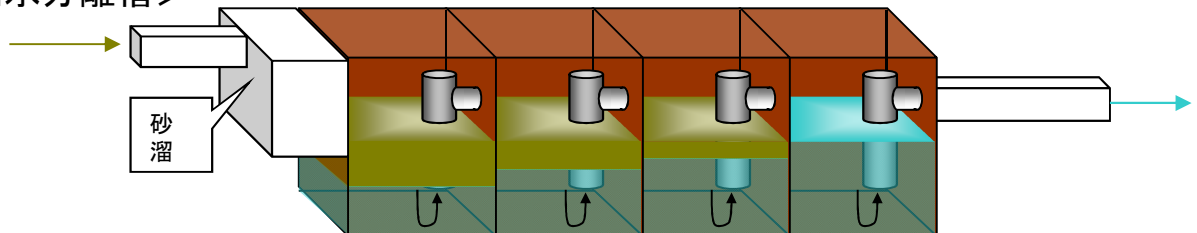
用途区分	自動車整備工場床面積の制限
市街化区域・市街化調整区域	農地転用が必要
第一種、第二種住居専用地域	建築不可能
第一種住居地域	自動車整備工場床面積が 50㎡以下 に制限※
第二種住居地域	自動車整備工場床面積が 50㎡以下 に制限※
準住居地域	自動車整備工場床面積が 150㎡以下 に制限※
近隣商業地域	自動車整備工場床面積が 300㎡以下 に制限
商業地域	
準工業地域	制限なし
工業地域	
工業専用地域	

注意 ※エア・コンプレッサの原動機の出力に制限があります。

5. 作業場等の基準早見図（普通乗用自動車、小型四輪自動車、小型三輪自動車の例）



<油水分離槽>



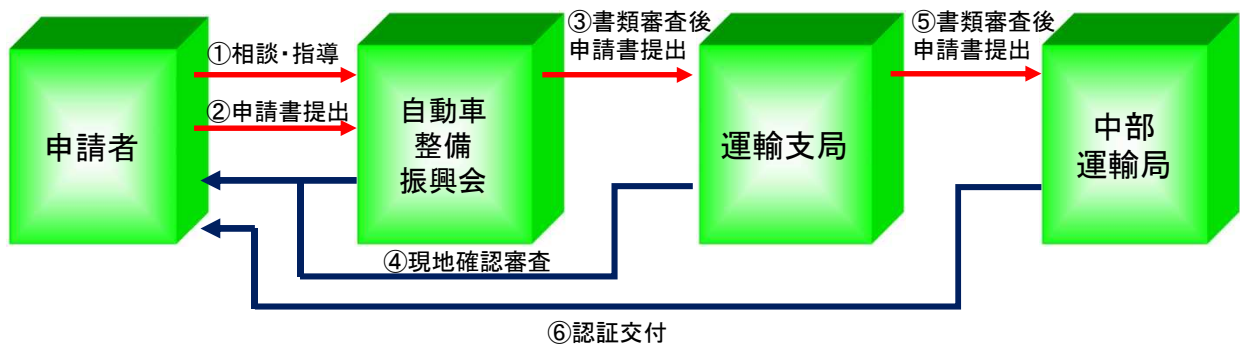
油水分離槽は、洗車場の有無に関係なく、公害防止のために設置するのが望ましいです。設置基準、規格並びに設計上の構造基準は市町村役場の公害対策課等にお問い合わせ下さい。

6. 認証申請の手続き

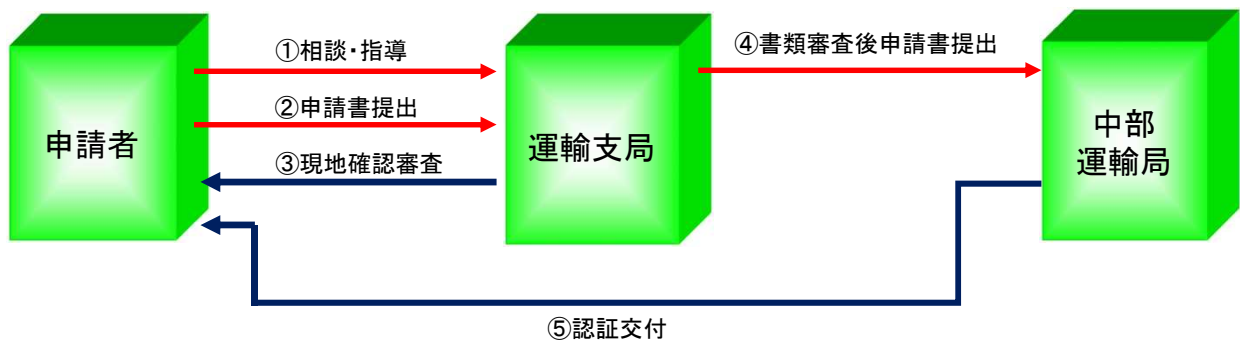
認証の申請は、管轄運輸支局を経由して地方運輸局長に行います。
(自動車整備振興会会員又は入会予定の場合は、自動車整備振興会に相談の
うえ認証申請書類の提出を行います。)

認証申請から認証交付までの流れ

1. 自動車整備振興会会員又は入会予定の方の場合



2. 自動車整備振興会会員又は入会予定の方以外の場合



◎認証申請提出書類

認証申請手続きに関する提出書類は次のとおりです。

1. 自動車分解整備事業認証申請書
2. 自動車分解整備事業概要
3. 事業場平面図
4. 作業機械等一覧表
5. 一酸化炭素測定器、炭化水素測定器の基準適合性試験成績表(写)(校正結果成績表(写))
6. 整備主任者選任届
7. 申請(届出)者及び役員を特定できる書面、相続、合併及び分割の事実を証する書面(住民票、戸籍謄本又は商業登記簿謄本)、事業の譲渡の事実を証する書面(譲渡証明書等)
8. 整備主任者が1級又は2級の自動車整備士技能検定に合格していることを証する書面(自動車整備士技能検定の合格証書(写)、自動車整備技能者手帳(写)等)
9. 事業場の所在地を証する書面(確認申請書・土地登記簿謄本・建物登記簿謄本等)

※7.については、申請の際法人を設立しようとする者にあつては、商業登記簿謄本に代えて、定款(商法・明治32年法律第48号、第167条及びその準用規定により認証を必要とする場合には認証のある定款)又は寄付行為の謄本とする。

※自動車整備振興会に相談のうえ申請される場合は1.～4.及び6.の用紙は自動車整備振興会にあります。

〈作業場面積基準一覧表〉			屋 内 作 業 場					車 両 置 場		
事業の種類	対象となる自動車		車 両 整 備 作 業 場		部 品 整 備 作 業 場	点 検 作 業 場		車 両 置 場		
	対象自動車の種類	対象自動車	間口	奥行		間口	奥行	間口	奥行	
普通	普通(大) 対象とする自動車は大型特殊自動車又は、以下の普通自動車が含まれるもの 車両総重量8トン以上 最大積載量5トン以上 乗車定員30人以上	普通(中型) 普通(小型) 普通(乗用) を含む	原 動 機	5 m以上	1 3 m以上	1 2 m ² 以上	5 m以上	1 3 m以上	3. 5 m 以上	1 1 m 以上
			動力伝達装置	5 m以上	1 2 m以上	7 m ² 以上	5 m以上	1 2 m以上		
			走行装置							
			操縦装置							
			制動装置							
			緩衝装置							
連結装置	3. 5 m以上	1 2. 5 m以上	7 m ² 以上	3. 5 m以上	1 2. 5 m以上					
自動車	普通(中) 対象とする自動車は大型特殊自動車又は、以下の普通自動車が含まれるもの 車両総重量8トン未満 最大積載量2トン超え5トン未満 乗車定員11人以上29人以下	普通(小型) 普通(乗用) を含む	原 動 機	5 m以上	1 0 m以上	1 2 m ² 以上	5 m以上	1 0 m以上	3. 5 m 以上	8 m 以上
			動力伝達装置	5 m以上	9 m以上	7 m ² 以上	5 m以上	9 m以上		
			走行装置							
			操縦装置							
			制動装置							
			緩衝装置							
連結装置	3. 5 m以上	9. 5 m以上	7 m ² 以上	3. 5 m以上	9. 5 m以上					
整備	普通(小) 対象とする自動車は以下の普通自動車が含まれるもの 車両総重量8トン未満 最大積載量2トン以下 乗車定員10人以下	普通(乗用) を含む	原 動 機	4. 5 m以上	8 m以上	1 0 m ² 以上	4. 5 m以上	8 m以上	3 m 以上	6 m 以上
			動力伝達装置	4. 5 m以上	7 m以上	6 m ² 以上	4. 5 m以上	7 m以上		
			走行装置							
			操縦装置							
			制動装置							
			緩衝装置							
連結装置	3 m以上	7. 5 m以上	6 m ² 以上	3 m以上	7. 5 m以上					
事業	普通(乗用) 対象とする自動車は三輪以上の小型自動車及び普通乗用自動車(3ナンバー)が含まれるもの 車両総重量8トン未満 最大積載量2トン以下 乗車定員10人以下	普通(乗用)	原 動 機	4 m以上	8 m以上	8 m ² 以上	4 m以上	8 m以上	3 m 以上	5. 5 m 以上
			動力伝達装置	4 m以上	6 m以上	5 m ² 以上	4 m以上	6 m以上		
			走行装置							
			操縦装置							
			制動装置							
			緩衝装置							
連結装置	2. 8 m以上	6. 5 m以上	5 m ² 以上	2. 8 m以上	6. 5 m以上					
小型自動車	小型四輪 対象とする自動車は三輪以上の小型自動車が含まれるもの	小四 小三	原 動 機	4 m以上	8 m以上	8 m ² 以上	4 m以上	8 m以上	3 m 以上	5. 5 m 以上
			動力伝達装置	4 m以上	6 m以上	5 m ² 以上	4 m以上	6 m以上		
			走行装置							
			操縦装置							
			制動装置							
			緩衝装置							
連結装置	2. 8 m以上	6. 5 m以上	5 m ² 以上	2. 8 m以上	6. 5 m以上					
自動車	小型三輪 対象とする自動車は二輪の小型自動車及び軽自動車が含まれるもの	小二 軽	原 動 機	4 m以上	8 m以上	8 m ² 以上	4 m以上	8 m以上	3 m 以上	5. 5 m 以上
			動力伝達装置	4 m以上	6 m以上	5 m ² 以上	4 m以上	6 m以上		
			走行装置							
			操縦装置							
			制動装置							
			緩衝装置							
連結装置	2. 8 m以上	6. 5 m以上	5 m ² 以上	2. 8 m以上	6. 5 m以上					
整備	対象とする自動車は二輪の小型自動車が含まれるもの	小二	原 動 機	3 m以上	3. 5 m以上	4 m ² 以上	3 m以上	3. 5 m以上	2 m 以上	2. 5 m 以上
			動力伝達装置							
			走行装置							
			操縦装置							
			制動装置							
			緩衝装置							
連結装置										
軽自動車	対象とする自動車が軽自動車	軽	原 動 機	3. 5 m以上	5 m以上	6. 5 m ² 以上	3. 5 m以上	5 m以上	2. 5 m 以上	3. 5 m 以上
			動力伝達装置	3. 5 m以上	4. 4 m以上	4. 5 m ² 以上	3. 5 m以上	4. 4 m以上		
			走行装置							
			操縦装置							
			制動装置							
			緩衝装置							
連結装置	2. 5 m以上	4. 7 m以上	4. 5 m ² 以上	2. 5 m以上	4. 7 m以上					

< 認証基準機械設備一覧表 >

機械設備名		普・大	普・中	普・小	普・乗	小四	小三	小二	軽	原動機	動力伝達装置	走行装置	操縦装置	制動装置	緩衝装置	連結装置	
作業機械	① プレス ★	能力2トン以上 油圧又は手動式のもの								○	○	○	○	○	○	○	
	② エア・コンプレッサ	出力180W以上 空気圧5kg/cm以上 タンク容量1.5ℓ以上								○	○	○	○	○	○	○	○
	③ チェーン・ブロック ★	つり上げ能力1トン以上				500kg以上				○							○
	④ ジャッキ ★	5トン以上		3トン以上		1トン以上				○	○	○	○	○	○	○	
	⑤ バイス	口金の巾75mm以上								○	○	○	○	○	○	○	○
	⑥ 充電器									○							
作業計器	① ノギス	最大測定値150mm以上 単位目盛1/20mm以下								○	○	○	○	○	○	○	○
	② トルク・レンチ									○	○	○	○	○	○	○	○
点検計器及び点検装置	① サーキット・テスタ	直流電圧30V以上、直流電流50A以上								○	○	○	○	○	○	○	○
	② 比重計									○							
	③ コンプレッション・ゲージ ■									○							
	④ ハンディ・バキューム・ポンプ									○	○		○	○			
	⑤ エンジン・タコ・テスタ									○	○		○				
	⑥ タイミング・ライト ▲									○							
	⑦ シックネス・ゲージ	リーフの長さ 75mm以上 リーフの枚数 8枚以上								○	○	○	○	○			○
	⑧ ダイアル・ゲージ	スタンド式のもの								○	○	○	○	○	○	○	
	⑨ トーイン・ゲージ ★◆	2100	1800				1400					○	○			○	
	⑩ キャンパ・キャスタ・ゲージ ★◆											○	○		○		
	⑪ ターニング・ラジラス・ゲージ ★◆											○	○		○		
	⑫ タイヤ・ゲージ											○					
	⑬ 検車装置 ★	ピット、検車台、オート・リフト、エア・リフト								○	○	○	○	○	○	○	
	⑭ 一酸化炭素測定器 ▲	運輸大臣の型式認定を受けたもの、又は、地方運輸局長が認定したもの								○							
	⑮ 炭化水素測定器 ▲									○							
工具	① ホイール・プーラ ★											○		○			
	② ベアリング・レース・プーラ ★										○	○		○			
	③ グリス・ガン/ ジャン・ルブリゲータ	吐出圧100kg/cm ² 以上 (レバー式グリス・ガン)								○	○	○	○	○	○	○	○
	④ 部品洗浄槽	二輪自動車対象の場合 縦400mm、横500mm、深さ150mm以上 その他の場合 縦500mm、横700mm、深さ150mm以上台付のもの又は自動車部品の洗浄に適する洗浄装置								○	○	○	○	○	○	○	○

★ は対象自動車が二輪自動車の場合は不要

◆ は対象自動車が三輪自動車の場合は不要

■ は内燃機関の点検を行わない場合は不要

▲ ガソリン・液化石油ガスを燃料とする原動機の点検を行わない場合は不要

注 1 大型特殊自動車であるものにあつては⑨～⑫を除く カタピラを有しない大型特殊自動車の場合は⑭、⑮を要する

注 2 作業機械④はリフトでも可

注 3 点検計器及び点検装置⑬はジャッキは不可

注 4 1kgf=9.8N 1kgf/cm²=98066Pa=0.098MPa=735.559mmHg